

令和3年度に実施した個別指導
において保険医療機関（歯科）
に改善を求めた主な指摘事項

東海北陸厚生局

目 次

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等	1
2 基本診療料等	2
3 医学管理等	2
4 在宅医療	3
5 検査	4
6 画像診断	4
7 投薬	5
8 歯周治療	5
9 リハビリテーション	5
10 処置	5
11 手術	6
12 麻酔	7
13 歯冠修復及び欠損補綴	7

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項	8
2 掲示事項	8
3 診療報酬請求	8
4 一部負担金等	8
5 その他	8

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録の整備及び保管状況について不備な例が認められたので改めること。
診療録が散逸しないように適切に編綴すること。
- ② 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ③ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。
- ④ 保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者(歯科衛生士、事務員)により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印すること。
- ⑤ レセプトコンピュータ等 OA 機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。
ア 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
イ 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。
- ⑥ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。
診療行為の手順と異なった記載、行を空けた記載、療法・処置欄への1行に対し複数行の記載、判読困難な記載、欄外への記載、独自の略称の使用、鉛筆による記載、根拠が不明確又は不適切な訂正及び追記、二本線で抹消せず塗りつぶし又は修正液による訂正
- ⑦ 診療録第1面(療担規則様式第一号(二)の1)の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
ア 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見について記載がない又は不十分である。
イ 傷病名にP、C、Perの略称を使用しており、病態に係る記載がない。
- ⑧ 診療録第2面(療担規則様式第一号(二)の2)の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
症状、所見、処置内容、指導内容、検査結果、画像診断所見、医学管理等の内容、材料名、投薬内容、診療方針、部位、一部負担金徴収額について記載がない、不十分又は画一的である。
- ⑨ 略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について(令2.3.23 保医発 0323 第5号)」を参照し適切に記載すること。
- ⑩ 歯冠修復及び欠損補綴について、保険外診療へ移行した場合は、診療録に保険外診療への移行や当該部位に係る保険診療が完結している旨を明確に記載すること。

(2) 歯科技工指示書等

- ① 歯科技工指示書に記載すべき内容(患者の氏名、設計、作成の方法、使用材料、発行の年月日、発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地、作成が行われる歯科技

工所の名称及び所在地)に不備が認められたので改めること。

- ② 診療録、歯科技工指示書等との間で製作内容、製作部位が一致しない例が認められたので十分に照合・確認すること。

(3) 提供文書

提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

2 基本診療料等

初・再診料の加算

歯科診療特別対応加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない、又は画一的に記載している。

3 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- ① 次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 1回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況(全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等)、口腔の状態(歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等)、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報)を診療録に記載していない。

イ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点について診療録に記載していない。

ウ 2回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、変更の内容を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき1回目の管理計画について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ③ 歯科疾患管理料を算定した月に、診療録に記載すべき管理に係る要点について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ④ 文書提供加算について、患者等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。

- ⑤ 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容(口腔の状態)について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

- ⑥ エナメル質初期う蝕管理加算について、患者等に対して説明した内容の要点を診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ⑦ 長期管理加算について、当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

(2) 歯科衛生実地指導料

- ① 歯科衛生実地指導料1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。

イ 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

- ② 診療録に記載すべき内容(歯科衛生士に行った指示内容等の要点)について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ③ 情報提供文書に記載すべき実地指導を行った時間について、画一的に記載している例が認められたので、実態に沿った実施時刻(開始時刻と終了時刻)を適切に記載すること。
- ④ 情報提供文書に記載すべき内容(指導等の内容、口腔衛生状態(う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。)、指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻)、指導を行った歯科衛生士の氏名)について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

(3) 歯周病患者画像活用指導料

撮影した口腔内カラー写真を診療録に添付又はデジタル撮影した画像を電子媒体に保存して管理していない例が認められたので改めること。

(4) 歯科治療時医療管理料

管理内容(モニタリング結果)、患者の全身状態の要点を診療録に記載又は添付していない例が認められたので改めること。

(5) 診療情報提供料(I)

交付した文書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。

(6) 薬剤情報提供料

情報提供文書に記載すべき内容について、記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(7) 新製有床義歯管理料

- ① 患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。
- ② 情報提供文書に記載すべき内容(欠損の状態、指導内容の要点、担当歯科医師の氏名)について、記載していない、又は記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

4 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

- ① 訪問診療の計画の要点を診療録に記載していない、画一的な記載又は当該計画書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。
- ② 診療録に記載すべき内容について、記載していない、画一的な記載、又は記載の不十分な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

実施時刻(開始時刻と終了時刻)、歯科訪問診療の際の患者の状態等(急変時の対応の要点を含む)

(2) 歯科訪問診療料の加算

- ① 歯科診療特別対応加算を算定している場合に診療録に記載すべき内容(当該加算を算定した日における患者の状態)について、記載がない、又は記載の不十分な例が認められたので、個々の患者の状態について適切に記載すること。
- ② 歯科訪問診療補助加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ア 診療の補助を行った歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。

イ 算定の対象となる歯科訪問診療の時間を通じて歯科訪問診療の補助を行っていない。

(3) 訪問歯科衛生指導料

診療録に記載すべき内容(歯科衛生士等に指示した内容、指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻))について、記載がない、不十分又は画一的に記載している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(4) 歯科疾患在宅療養管理料

患者の継続的な管理に必要な事項を診療録に記載又は管理計画書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。

5 検査

(1) 電氣的根管長測定検査

検査結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない例が認められたので改めること。

(2) 歯周病検査

- ① 歯周基本検査について、必要な検査のうち歯周ポケット測定(1点以上)、歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない例が認められたので改めること。
- ② 歯周精密検査について、必要な検査のうち歯周ポケット測定(4点以上)、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は結果が分かる記録を診療録に添付していない例が認められたので改めること。
- ③ 混合歯列期歯周病検査について、必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況、プロービング時の出血の有無の結果を診療録に記載又は検査結果から分かる記録を診療録に添付していない例が認められたので改めること。

(3) 歯冠補綴時色調採得検査

撮影した口腔内カラー写真を歯科技工指示書及び診療録に添付又はデジタル撮影した場合の当該画像を電子媒体に保存・管理していない例が認められたので改めること。

6 画像診断

- ① 歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。
- ② 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影において、画像が不鮮明で診断に利用できない不適切な例が認められたので改めること。
- ③ 撮影した歯科エックス線写真、歯科用3次元エックス線断層写真を確認できない例が認められたので、適切に整理・保管すること。
- ④ 撮影した歯科エックス線写真、歯科パノラマ断層写真において、不鮮明な、現像処理が適切ではない、画像への不適切な書き込みを行っていた、患者氏名が判断できない例が認められたので、適切に取り扱うこと。
- ⑤ 歯科エックス線撮影及び歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

7 投薬

- ① 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、傷病名、症状、経過等を考慮の上、投与薬剤、投薬日数、投薬量、投薬方法をその都度決定すること。
- ② 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に行うこと。

8 歯周治療

(1) 診断、処置、手術等

- ① 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断及び治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- ② 「歯周病の治療に関する基本的な考え方」(令和2年3月 日本歯科医学会)を参考に適切な治療を行うこと。
- ③ 歯周病に係る診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確な例が認められたので、歯周病検査及び画像診断の結果等を診断及び治療に十分活用すること。

(2) 歯周病安定期治療(Ⅰ)、(Ⅱ)

- ① 歯周病安定期治療(Ⅰ)について、管理計画書に記載すべき内容(歯周病安定期治療の治療方針)の記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 歯周病安定期治療(Ⅱ)について、患者又はその家族等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。
- ③ 歯周病安定期治療(Ⅱ)について、2回目以降の歯周病安定期治療において、管理の対象となっている部位の口腔内カラー写真を撮影していない例が認められたので改めること。

(3) 歯周基本治療処置

使用した薬剤名を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

(4) 歯周外科手術

手術部位及び手術内容の要点を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

9 リハビリテーション

歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」

- ① 調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- ② 診療録に記載すべき内容(調整方法及び調整部位又は指導内容の要点)について、記載の不十分又は画一的に記載している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

10 処置

(1) う蝕処置

- ① 算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- ② 診療録に記載すべき内容(処置内容等)について、記載の不十分又は画一的に記載している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(2) 咬合調整

歯冠形態の修正を行った際に、修正理由、修正箇所等を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

(3) 歯内療法

加圧根管充填処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 気密な根管充填を行っていない。

イ 複数の根管を有する歯において、一部の根管で気密な根管充填を行っていない。

ウ 根管充填後に歯科エックス線撮影により根管充填の状態を確認していない。

エ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が根管充填の確認に利用できない。

(4) 口腔内装置

顎関節症又は歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見等について、診療録への記載がない又は不十分な例が認められたので、個々の症状に応じて適切に記載すること。

(5) 口腔内装置調整

調整の部位、方法等を診療録に記載していない又は不十分な例が認められたので改めること。

(6) 歯冠修復物又は補綴物の除去

① 手術の所定点数に含まれ算定できない手術当日に行われる手術に伴う除去の費用を算定している例が認められたので改めること。

② メタルコア又は支台築造用レジンを含むファイバーポストであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。

(7) 有床義歯床下粘膜調整処置

義歯の床裏装や再製に着手した日以降に、算定できない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している例が認められたので改めること。

(8) 機械的歯面清掃処置

歯科衛生士が機械的歯面清掃処置を行った場合に、当該歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

(9) フッ化物歯面塗布処置

初回の算定時に、病変部位の口腔内カラー写真を撮影していない例が認められたので改めること。

11 手術

(1) 抜歯手術

① 抜歯手術(難抜歯加算、埋伏歯)における症状、所見、手術内容、術後経過について、診療録に記載していない、又は記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

② 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対して骨の開さく又は歯根分離術等を行っていない場合に難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。

③ 骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯ではない場合に抜歯手術「4 埋伏歯」を算定している例が認められたので改めること。

(2) 歯根嚢胞摘出手術

歯根嚢胞の大きさが歯冠大に満たないものに係る手術について、歯根嚢胞摘出手術「1 歯冠大のもの」として算定している例が認められたので改めること。

(3) 口腔内消炎手術

診療録に記載すべき内容(手術部位、症状及び手術内容の要点)について、診療録に記載していない又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

12 麻酔

(1) 浸潤麻酔における麻酔薬剤の名称、使用量について、診療録への記載がない又は記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(2) 麻酔の費用を算定できない場合においても、麻酔を行った際には、麻酔方法、麻酔薬剤の名称及び使用量を診療録に記載すること。

13 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

① 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

② 診療録に記載すべき内容(製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点)について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

① 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。

② 患者への提供文書に記載すべき内容(クラウン・ブリッジ維持管理料の趣旨、補綴部位、装着日、保険医療機関名)について、記載がない、画一的な記載又は記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

(3) 有床義歯

① 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆処置が完了できなかった場合に義歯を製作した際に、その理由を診療録に記載していない又は記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

② 鋳造鉤の保険医療材料について、誤って算定している例が認められたので改めること。

③ 補強線を鋳造バーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

(4) 有床義歯修理

① 修理内容の要点を診療録に記載していない又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

② 歯科技工加算について、預かり日、修理を担当する歯科技工士の氏名及び修理の内容を診療録に記載していない又は記載の不十分な例が認められたので改めること。

(5) 有床義歯内面適合法

① 顎堤吸収の状態、顎堤粘膜の状態等、症状の要点及び使用した材料名を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

- ② 有床義歯内面適合法(有床義歯床裏装)に係る実施内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項

次の届出事項について、変更が認められたので速やかに地方厚生(支)局長あてに届出すること。

保険医の異動、標榜診療科目の変更、標榜診療時間・標榜診療日の変更、う蝕に罹患した患者の指導管理の実施に係る指導管理の種類及び金額

2 掲示事項

- ① 保険医療機関の掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので、速やかに改めること。

明細書発行に関する状況に係る院内掲示を行っていない、内容が不十分又は不正確なものである。

- ② 次の施設基準について院内掲示を行っていない又は内容が不十分なものであるので改めること。

歯科点数表の初診料の注1に規定する基準、地域医療連携体制加算、歯科訪問診療料の注13に規定する基準、口腔粘膜血管腫凝固術、CAD/CAM冠、レーザー機器加算、クラウン・ブリッジ維持管理料

3 診療報酬請求

総論的事項

- ① 診療録と診療報酬明細書において、診療内容、部位、病名、所定点数及び合計点数について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認を行うこと。
- ② 帳簿、伝票等の関係書類については、所定の期間(診療完了の日から3年間)保存しておくこと。
- ③ 診療録と関係書類(歯科技工指示書及び納品書)において、一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認を行うこと。

4 一部負担金等

一部負担金

- ① 一部負担金の徴収について、次の例が認められたので改めること。
徴収すべき者から適切に徴収していない。
- ② 未収の一部負担金の管理が不十分であった(管理簿を作成していなかった)ので改めること。
- ③ 審査支払機関が行った減額査定を認容した結果、一部負担金に過徴収が生じた場合は、患者に適切に返金等の対応をすること。

5 その他

- ① 保険医療機関である旨の標示がない。
- ② 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者及び保険医として備えるべき知識の修得に努めること。